

人材紹介手数料に関するご案内

当社は人材紹介手数料に関し、下記の内容で厚生労働大臣に届出を行い、受理されております。
実際に適用する手数料につきましては、契約書により下記の範囲内で定めた手数料を適用させていただきますので、契約書でご確認ください。

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	<u>0円</u>
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス	成功報酬 ＜期間の定めのない雇用契約の紹介の場合＞ 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)、または、1年間に支払われた賃金の<u>100%、または、10,000,000円</u>。 ＜期間の定めのある雇用契約の紹介の場合＞ 当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分)に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)、または、1年間に支払われた賃金の<u>100%、または、10,000,000円</u>。 成功報酬については、上記いずれか高い方の範囲内で個別に求人者と契約書等にて定める手数料を適用します。 手数料負担者は 求人者 とします。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス	成功報酬 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)、または、1年間に支払われた賃金の<u>100%、または、10,000,000円</u>。 成功報酬については、上記いずれか高い方の範囲内で個別に求人者と契約書等にて定める手数料を適用します。 手数料負担者は 求人者 とします。
特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探求サービス	着手金 <u>3,000,000円</u> 中間金 応募する求職者を求人者に提供した場合、<u>1名あたり200,000円</u>。 活動費 活動 <u>1日あたり50,000円</u>。 成功報酬 ＜期間の定めのない雇用契約の紹介の場合＞ 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)、または、1年間に支払われた賃金の<u>100%、または、10,000,000円</u>。 ＜期間の定めのある雇用契約の紹介の場合＞ 当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分)に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)、または、1年間に支払われた賃金の<u>100%、または、10,000,000円</u>。 着手金、中間金、活動費、成功報酬については、上記いずれか高い方の範囲内で個別に求人者と契約書等にて定める手数料を適用します。 手数料負担者は 求人者 とします。

*上記手数料には消費税は含まれておりません。別途加算となります。